

広島県告示第八百十三号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表及び別表第二地方港湾の表の規定に基づき、知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間並びに駐車時間及び駐車料を次のように定め、令和五年七月一日から施行する。

なお、平成十五年広島県告示第千三百七十四号（広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表及び別表第一地方港湾の表の規定に基づく知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間）は、令和五年六月三十日限り、廃止する。

令和五年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する緑地

名 称	所 在 地
みずとりの浜公園	広島市佐伯区五日市町
観音マリーナ海浜公園	広島市西区観音新町四丁目
広島みなと公園	広島市南区宇品海岸一丁目
宇品波止場公園	広島市南区宇品海岸三丁目
ベイサイドビーチ坂・親水公園	安芸郡坂町水尻
福山みなと公園	福山市港町一丁目

二 駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間

緑地の名称	徴収期間
ベイサイドビーチ坂・親水公園	七月一日から八月三十一日まで

三 駐車時間及び駐車料

緑地の名称	単位	金額	摘要
ベイサイドビーチ坂・親水公園	自動車一台一回につき 午前九時から午後十時 まで 一時間まで 一時間を超える場合 超える時間三〇分ま でごとに 時間利用券 一〇〇円券 一一枚つづり 六〇枚つづり 一〇〇枚つづり 三〇〇枚つづり	無料 一〇〇円 一、〇三〇円 五、五〇〇円 八、九〇〇円 一三、五六〇円	使用時間二 四時間まで ごとの上限 額は、六〇 〇円とする。